



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年8月9日火曜日 第2797号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 619
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 619
 土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 620
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 620
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 620

公 告

モニタリング車の購入.....（会計課）... 621

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第912号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成28年8月9日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	久万高原町	平成31年7月31日まで

○愛媛県告示第913号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平	イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典	平成25年3月1日	平成28年7月27日
			イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一	平成27年2月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか8者	イオンリテール株式会社 ほか9者	平成25年3月1日 ほか	
			イオンリテール株式会社 ほか9者	イオンリテール株式会社 ほか7者	平成28年3月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第914号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目8番1号	駐車場の収容台数	833台	464台	平成29年3月28日	平成28年7月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

新居浜市吉岡泉土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 8 月 9 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第916号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 8 月 9 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第18号 平成28年 7 月28日	伊予郡松前町大字恵久美字大地136番2、136番4、136番6	伊予郡松前町大字筒井960番地4 合 田 明 綾 香

○愛媛県告示第917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五十崎土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 8 月 9 日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 岡 廣 行	喜多郡内子町平岡甲908番地
"	森 脇 光 晴	喜多郡内子町五十崎甲1820番地
"	栗 田 謙 一	喜多郡内子町五十崎甲1151番地
"	仲 田 誠 顯	喜多郡内子町五十崎甲432番地
"	富 田 勝 也	喜多郡内子町大久喜甲475番地
"	井 口 勇	喜多郡内子町平岡甲427番地
"	井 上 一 雄	喜多郡内子町平岡甲1848番地

〃	前 田 安 正	喜多郡内子町平岡甲708番地
〃	山 本 信 幸	喜多郡内子町宿間甲241番地
〃	上 石 悟 之	喜多郡内子町宿間甲230番地
監 事	土 居 正	喜多郡内子町五十崎甲749番地
〃	西 岡 好 生	喜多郡内子町平岡甲621番地の 2
〃	泉 新 一	喜多郡内子町宿間甲337番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 岡 廣 行	喜多郡内子町平岡甲908番地
〃	森 脇 光 晴	喜多郡内子町五十崎甲1820番地
〃	久 保 要	喜多郡内子町五十崎甲1178番地
〃	仲 田 誠 顯	喜多郡内子町五十崎甲432番地
〃	富 田 勝 也	喜多郡内子町大久喜甲475番地
〃	沼 井 義 章	喜多郡内子町平岡甲352番地の 2
〃	井 上 一 雄	喜多郡内子町平岡甲1848番地
〃	前 田 安 正	喜多郡内子町平岡甲708番地
〃	宮 岡 満 幸	喜多郡内子町重松甲1665番地
〃	藤 岡 正 男	喜多郡内子町宿間甲354番地第 2
監 事	源 誕 行	喜多郡内子町宿間甲66番地 4
〃	栗 田 謙 一	喜多郡内子町五十崎甲1151番地
〃	宮 岡 勝 之	喜多郡内子町平岡甲968番地

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
モニタリング車の購入
- (2) 購入物品名及び数量
モニタリング車 1 台
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成29年 3 月24日(金)
- (5) 納入場所
・モニタリング車
愛媛県原子力センター
(所在地：八幡浜市保内町宮内 1 番耕地485 - 1)
・データ伝送装置
愛媛県庁県民環境部防災局原子力安全対策課
(所在地：松山市一番町四丁目 4 番地 2)
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行う

ことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 - 2156

- (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成28年 9 月20日(火)の午前 9 時から同月21日(水)午前 9 時59分まで

紙入札による場合は、平成28年 9 月21日(水)午前 9 時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年 9 月21日(水)午前10時00分

愛媛県総務部入札室 本館 2 階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成28年 9 月 9 日(金)午後 5 時00分

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
monitoring car , 1

(2) Time limit of tender: 9:59a.m . , 21 September 2016

(3) For further information , please contact: Supplies
Procurement Section , Accounting Division , Treasury
Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL089 912 2156